

令和6年度 香川県県政世論調査の結果分析

令和7年3月25日（火）

香川県総務部人権・同和政策課

令和6年度 香川県県政世論調査

- 県政の諸問題について、県民の意見や要望などを把握し、今後の施策立案に際しての基礎資料とするため、毎年度「県政世論調査」を実施。（今年度のテーマは、下記の5項目）
- 「人権問題について」は、人権問題が県民の日常生活の中でどのように意識されているかを把握し、今後の人権・同和行政推進の基礎資料を得ることを目的に、平成21年度から5年に1度※実施しており、今回が4回目。

※H21年度、H26年度、R1年度及びR6年度

調査の概要

- 調査地域 香川県全域
- 調査対象 県内在住の満18歳以上の県民3千人
- 抽出方法 選挙人名簿層化二段無作為抽出
- 調査方法 郵送法（郵送配布。回収は郵送とWeb回答の併用）
- 調査期間 令和6年5月28日～6月19日
- 回収結果 有効回収数1,369（有効回収率45.6%）

調査の内容

- 1.防災・減災対策について
- 2.環境施策について
- 3.食習慣・生活習慣について
- 4.人権問題について**
- 5.県政の重要度と満足度について

調査票（表紙部分）

<第5章 調査票>

第5章 調査票

香川県県政世論調査票

令和6年5月
香川県総務部知事公室広聴広報課

ご記入にあたってのお願い

1. この調査は、封筒のあて名の方をお願いするものです。回答は、必ずあて名の方がご記入くださるようお願いいたします。
2. 氏名、住所のご記入は必要ありません。
3. 回答は、あなた自身のお考えにあてはまる番号に○をつけるか、必要なこと()にご記入ください。
4. この調査は、本調査票での郵送回答のほか、インターネットによりご回答いただくことも可能です。

インターネットで回答される方は、回答方法を本調査票の裏面に記載していますので、ご覧ください。
5. 得られた回答については、統計的に処理した上で分析しますので、個人の名前が出たり、他の目的に使用したりすることは一切ありません。
6. 本調査は、県民の皆さまの関心、認識、要望、意向などを把握し、今後の県政の施策立案上の基礎資料とするための重要な調査ですので、高齢者の方から若年層の方まで幅広くご回答いただきますようお願いいたします。
特に、近年若年層の方からの回答率が低い傾向にありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ご記入が終わりましたら

ご記入いただきました調査票は、三つ折りにして、
同封の返信用封筒に入れて、6月19日（水）までに
ご返函ください。（切手は不要です）

なお、記入方法など分からないことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

香川県総務部知事公室広聴広報課 広聴グループ 多田、水田

住 所 高松市番町四丁目1番10号
電 話 087-832-3022(直通)
F A X 087-862-3000
E-mail kocho@pref.kagawa.lg.jp

設問 全15問

人権全般（8問）

- 問23 今の日本は人権が尊重されている社会であると思いますか。次の中から1つだけ選んでください。
- 問24 この5～6年の間に、日本で人権が侵害されるようなことが、少なくなってきたと思いますか、多くなってきたと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。
- 問25 あなた、または、あなたの家族が、今までに人権を侵害されたと思ったことがありますか。どちらか1つだけ選んでください。
- 付問7 あなた、または、あなたの家族は、どのようなことで人権が侵害されたと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。
- 付問8 人権侵害があったとき、どのような対応をされましたか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。
- 問26 もし人権侵害と思われる差別的な言葉や動作を見聞きしたとき、あなたは、どのようにすると思いますか。次の中から1つだけ選んでください。
- 問27 日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。
- 問28 人権に関わる宣言、法律、条例、計画、啓発行事のうち、あなたが知っている項目はありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

同和問題（5問）

- 問29 多くの人権課題がある中で、日本の社会に「同和問題」、「部落差別」などと言われる問題があることを知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。
- 付問9 同和問題について、あなたが初めて知ったきっかけは何ですか。次の中から1つだけ選んでください。
- 付問10 同和問題に関して、あなたはこれまで、どのような差別を見聞きしたことがありますか。次の中から3つまで選んでください。
- 付問11 同和問題を解決するために必要と思われることは何ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。
- 付問12 あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であると分かった場合、あなたはどのようにすると思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

人権啓発（2問）

- 問30 あなたは、人権啓発を推進するためには、県民に対してどのような啓発広報活動が効果的であると思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。
- 問31 あなたは、過去1年間で、人権に関わる啓発を見聞きしたり参加したりして、どのような印象や感想を持ちましたか。次の中から1つだけ選んでください。

1 通時的分析 (各設問の回答の時系列変化を把握) と、

2 共時的分析 (令和6年度回答のクロス分析) を行い、

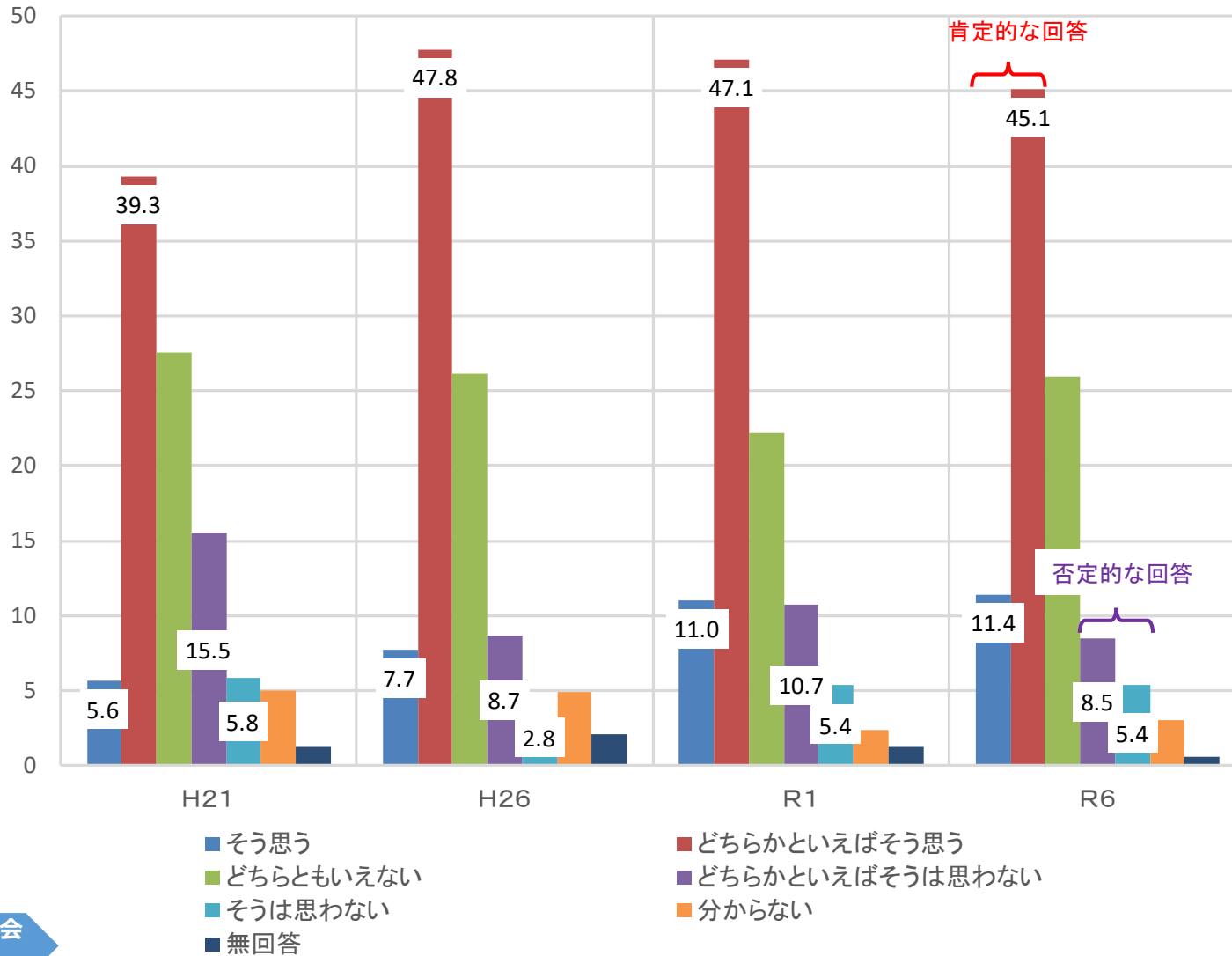
3 人権啓発活動の

成果、今後の方向性等を抽出する。

1

通時的分析

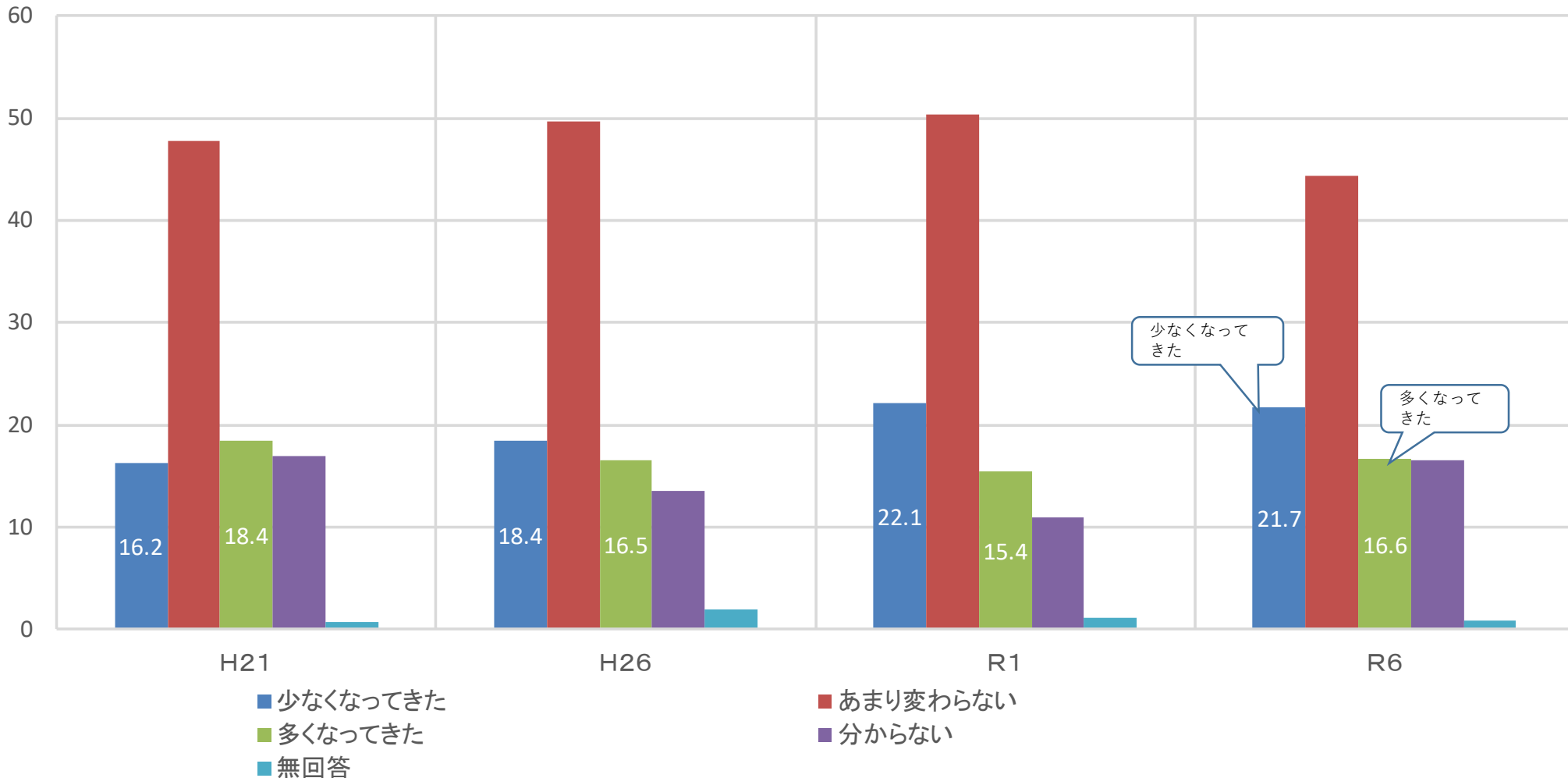
問23 今の日本は人権が尊重されている社会だと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。



人権が尊重されている社会であると思うかについて

- 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的な回答は、H21→R6で増加（H21：44.9%→R6：56.5%）。ただし、R1→R6では減少（R1：58.1%→R6：56.5%）。
- 「そうは思わない」と「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた否定的な回答は、H21→R6で減少（H21：21.3%→R6：13.9%）。H26→R1で増加した（H26：11.5%→R1：16.1%）ものの、R1→R6で減少に転じた。（R1：16.1%→R6：13.9%）

問24 この5～6年の間に、日本で人権が侵害されるようなことが、少なくなってきたと思いますか、多くなってきたと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。



人権侵害について

➤ R1まで、「少なくなってきた」が増加、「多くなってきた」が減少をたどったが、今回、「少なくなってきた」が微減、「多くなってきた」が微増した。
 一時的なものかどうか、次回（R11）以降の調査を要注視。

問25 あなた、または、あなたの家族が、今までに人権を侵害されたと思ったことがありますか。
どちらか1つだけ選んでください。

%

80

70

60

50

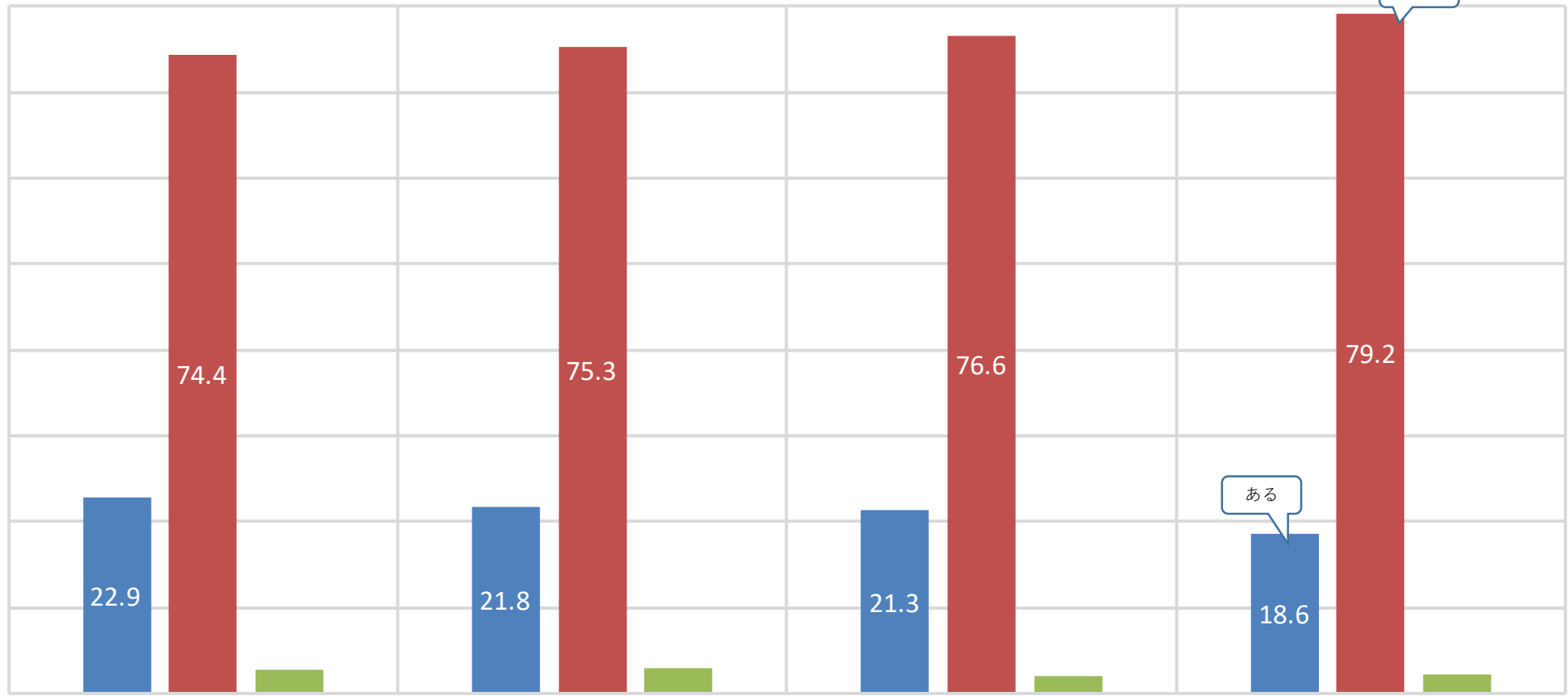
40

30

20

10

0



H21

H26

R1

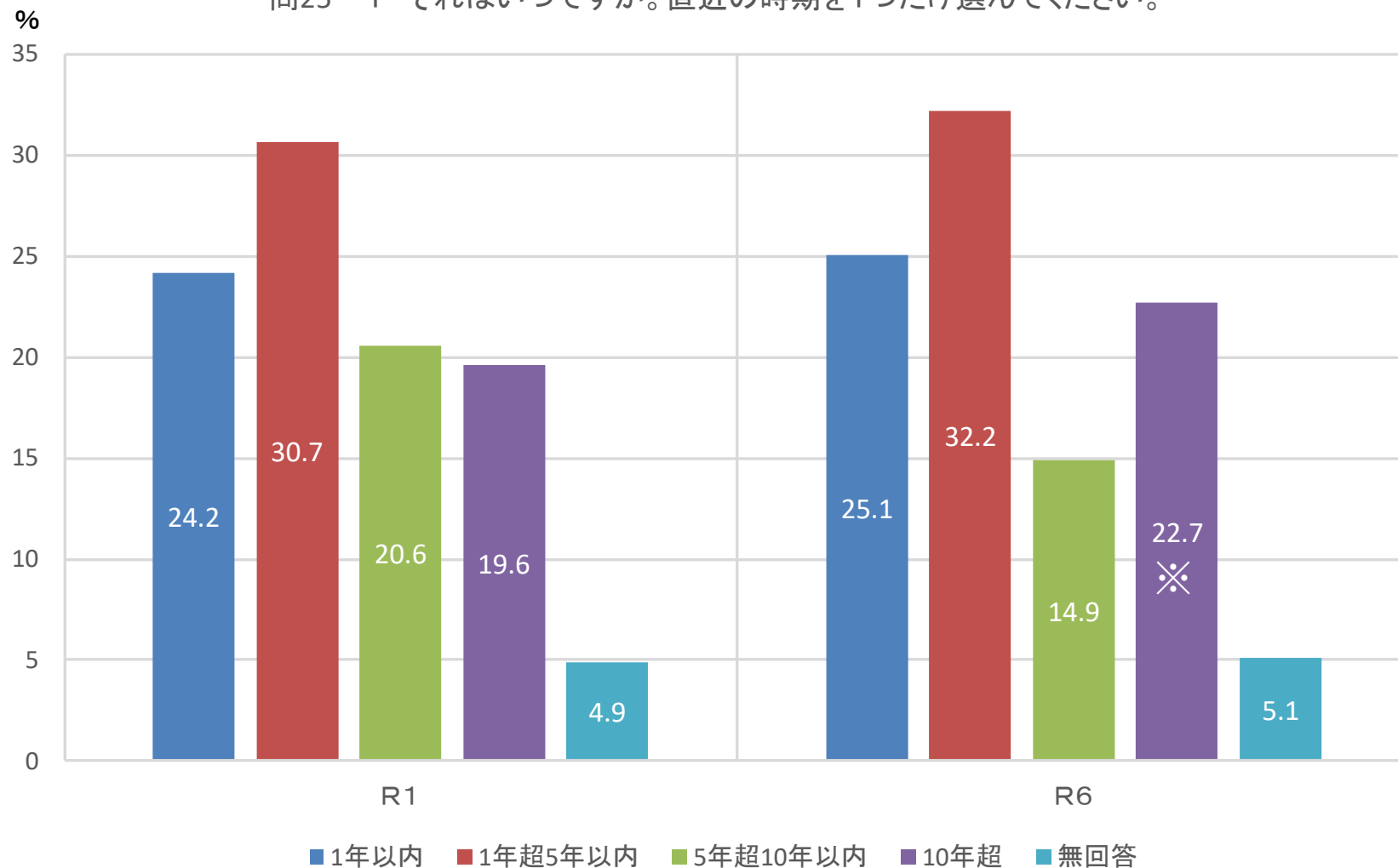
R6

■ある ■ない ■無回答

人権を侵害されたと
思ったことについて

- H21→R6で、
- 「ある」は、一貫して減少し (H21: 22.9%→R6: 18.6%)、
 - 「ない」は、一貫して増加 (H21: 74.4%→R6: 79.2%)。

問25-1 それはいつですか。直近の時期を1つだけ選んでください。

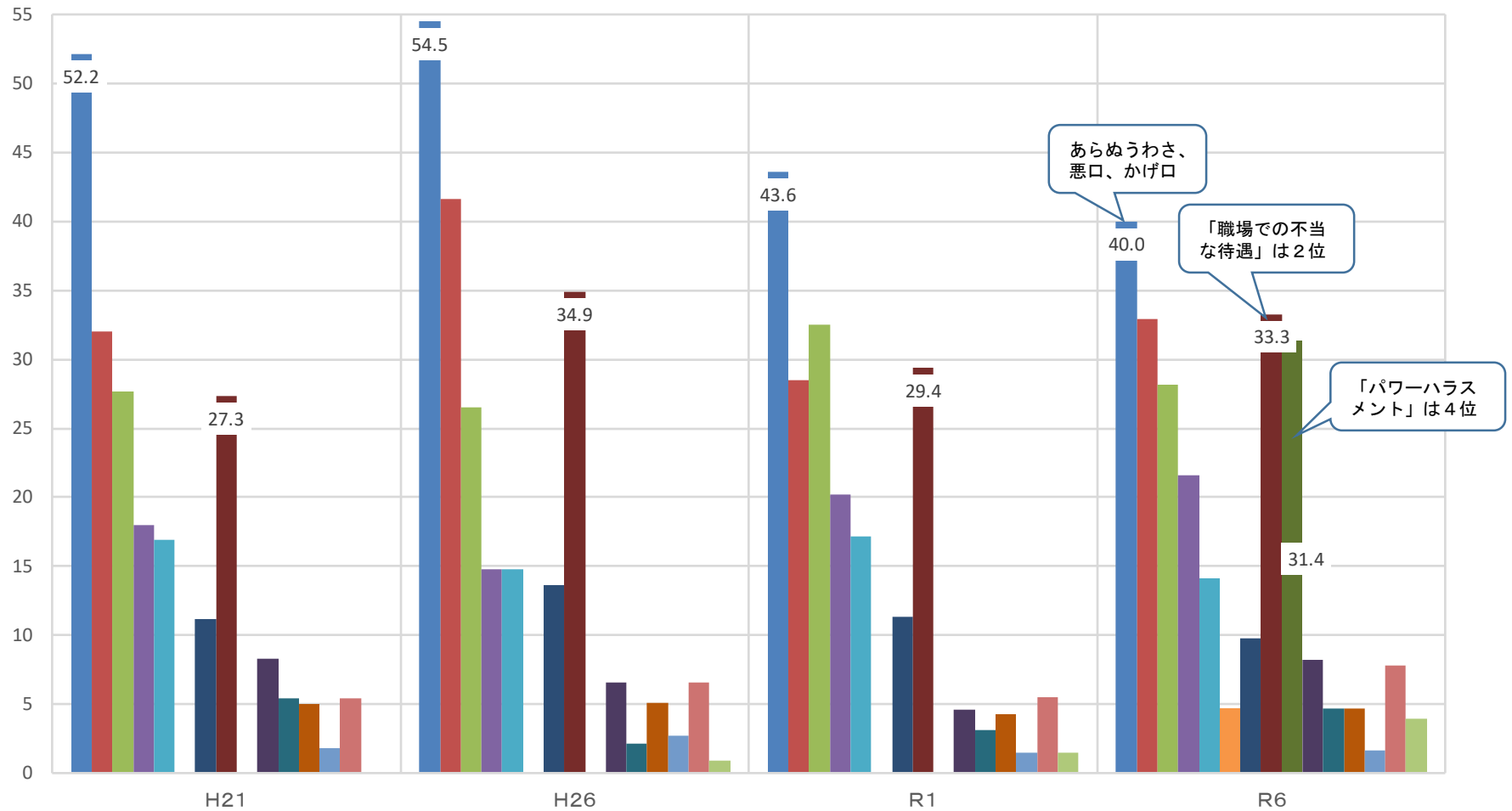


※「10年超20年以内」12.5%と、「20年超」10.2%との合計

人権を侵害されたと
思った直近の時期に
ついて

R1、R6とも「1年以内」と回答した人は、約25%である。

付問7 あなた、または、あなたの家族は、どのようなことで人権が侵害されたと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。



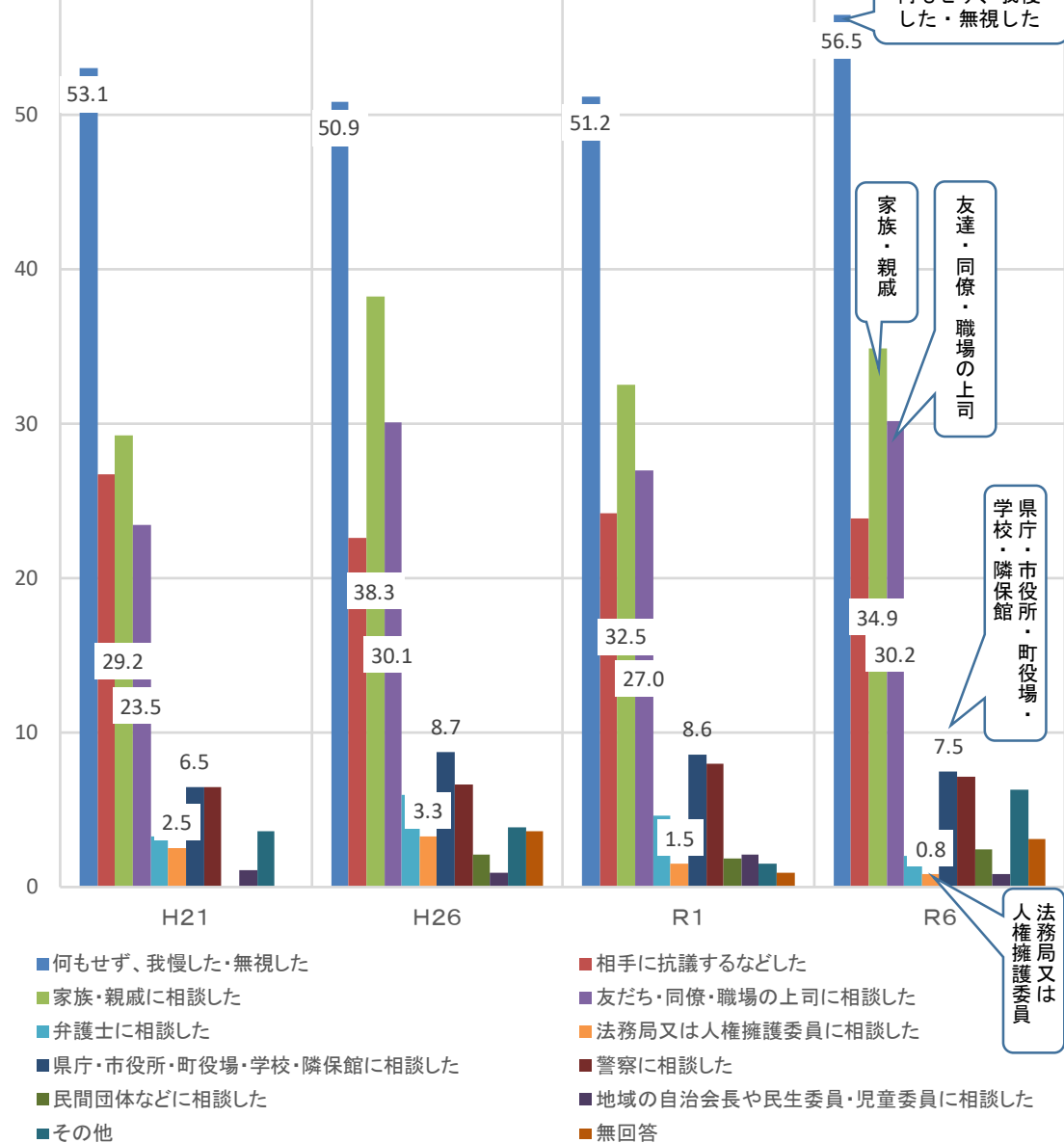
- あらぬうわさ、悪口、かげ口
- なかまはずれ、嫌がらせ
- 名誉や信用を傷つけられた、侮辱された
- 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分などにより、不平等または不利益な取扱いをされた)
- プライバシーの侵害
- インターネットやSNS(スマホ)上での誹謗中傷
- 学校での不当な待遇
- 職場での不当な待遇
- パワーハラスメント
- セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
- ストーカー行為
- 家庭内暴力
- 虐待
- その他
- 無回答

人権侵害の内容について

➤ 「あらぬうわさ、悪口、かげ口」がH21→R6で一貫して1位だが、選択率は減少。(H21: 52.2%→R6: 40.0%)

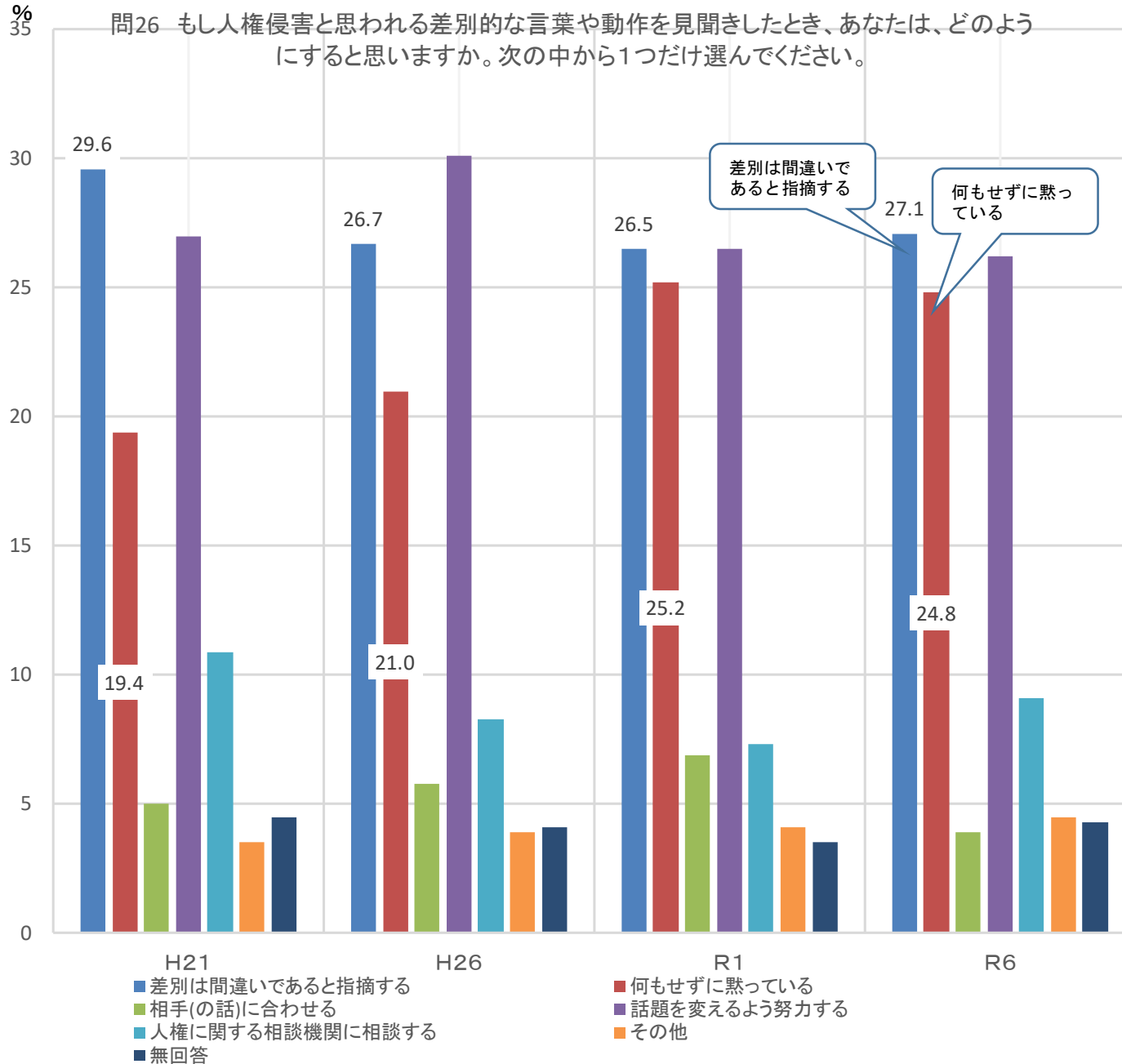
➤ R6から新たに選択肢に加えた「パワーハラスメント」が4位(31.4%)になった。「職場での不当な待遇」が、一貫して選択率が高く、R6は2位(33.3%)であることも考慮すると、職場での人権への関心の高さがうかがえる。

付問8 人権侵害があったとき、どのような対応をされましたか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。



人権侵害があったときの対応について

- H21→R6で、「何もせず、我慢した・無視した」が、一貫して1位。
- 相談先として「家族・親戚」と「友達・同僚・職場の上司」が一貫して高い一方、「法務局又は人権擁護委員」と「県庁・市役所・町役場・学校・隣保館」は、一貫して低い。



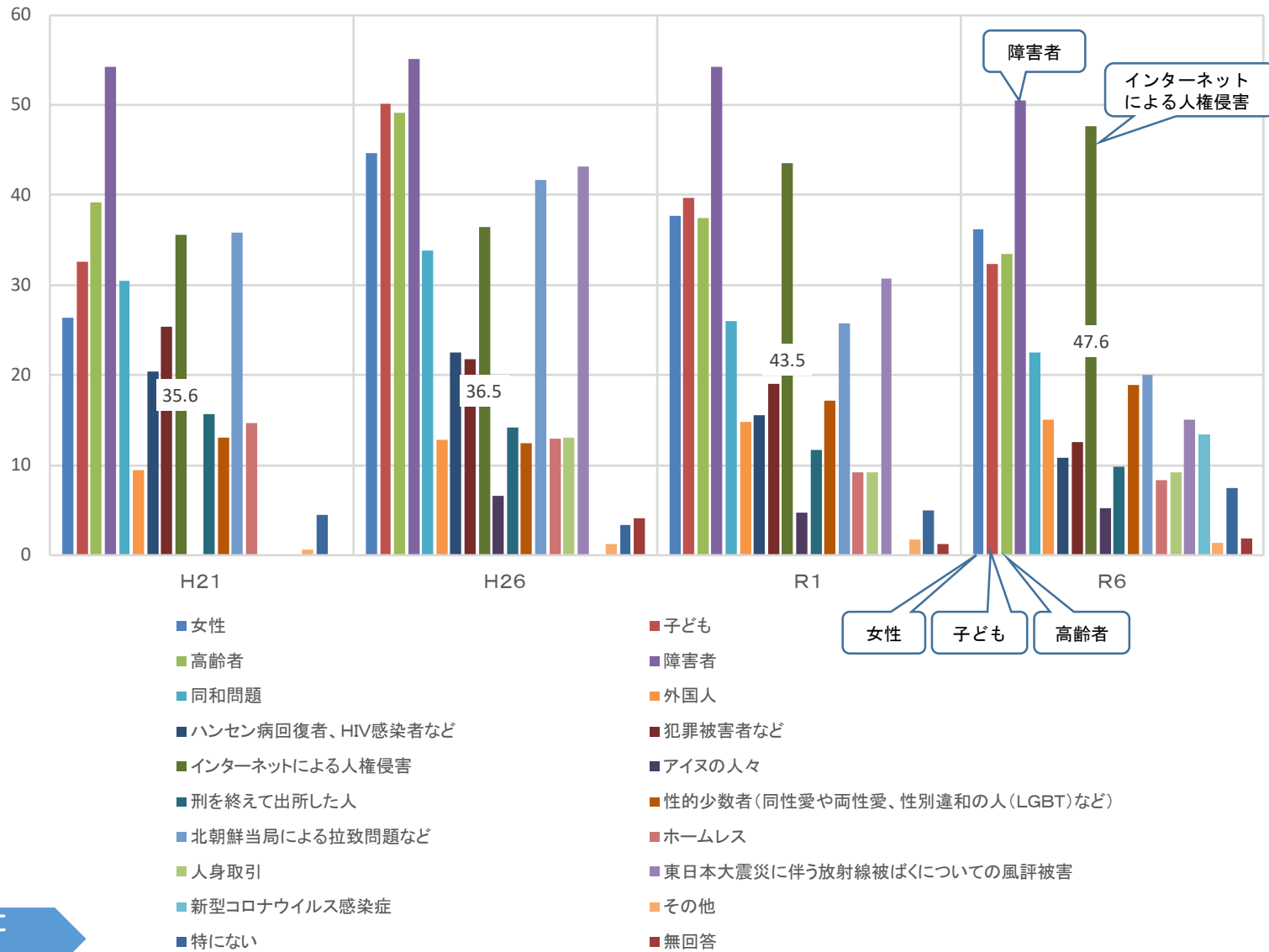
差別は間違いであると指摘する

何もせずに黙っている

人権侵害と思う言動を見聞きしたときの行動について

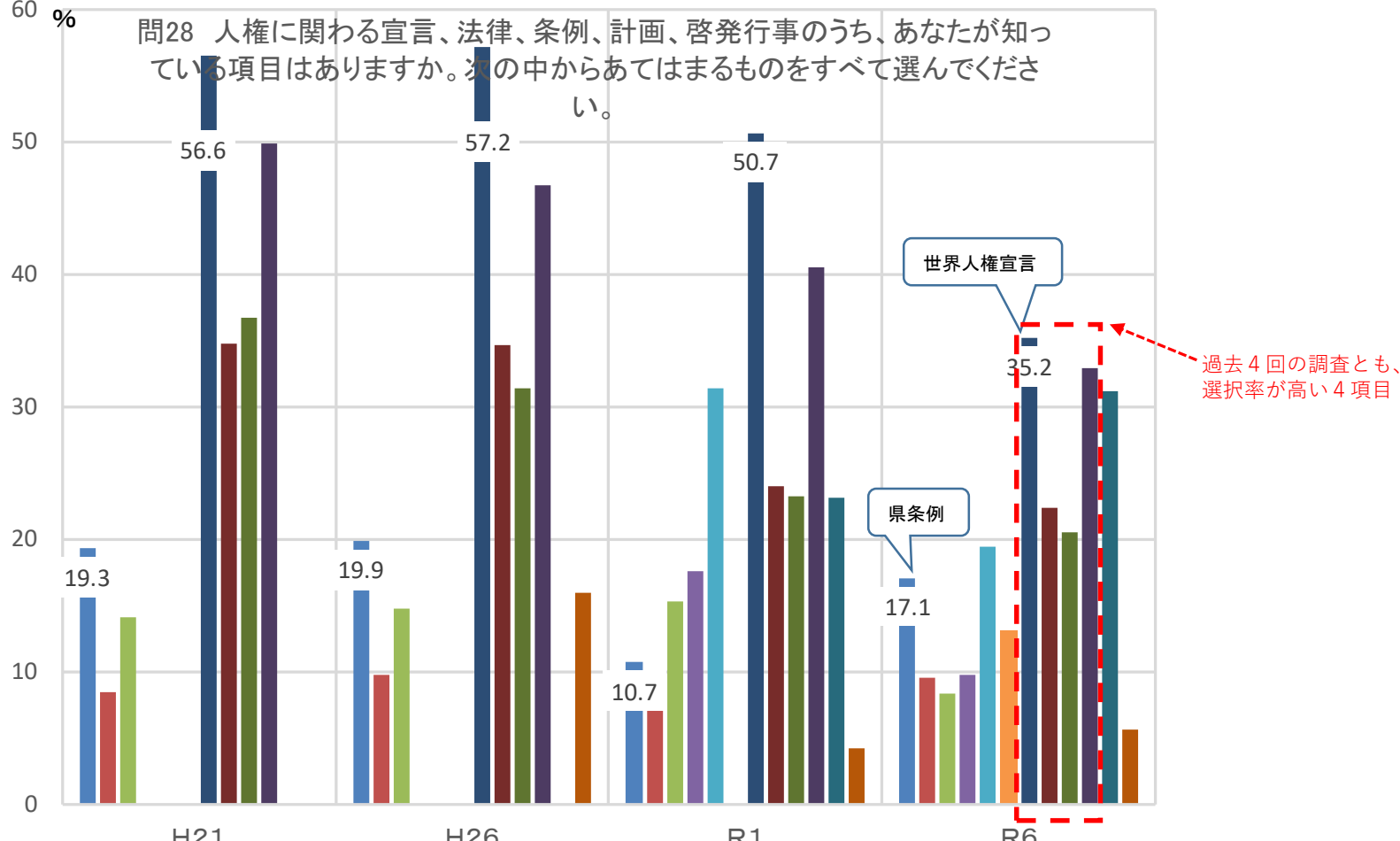
➤ H21→R6で、「差別は間違いであると指摘する」は減少した一方（H21：29.6%→R6：27.1%。▲2.5ポイント）、「何もせずに黙っている」は増加した（H21：19.4%→R6：24.8%。+5.4ポイント）。

問27 日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。



関心のある人権課題について

- H21→R6を通じ、「障害者」が一貫して1位である。
- 「インターネットによる人権侵害」は、H21は35.6%（4位）、H26は36.5%（7位）だったものが、R1は43.5%、R6は47.6%となり、順位もそれぞれ2位となった。（H21→R6で12.0ポイント増加した。）
- 以下、「女性」「高齢者」「子ども」の順となっている。



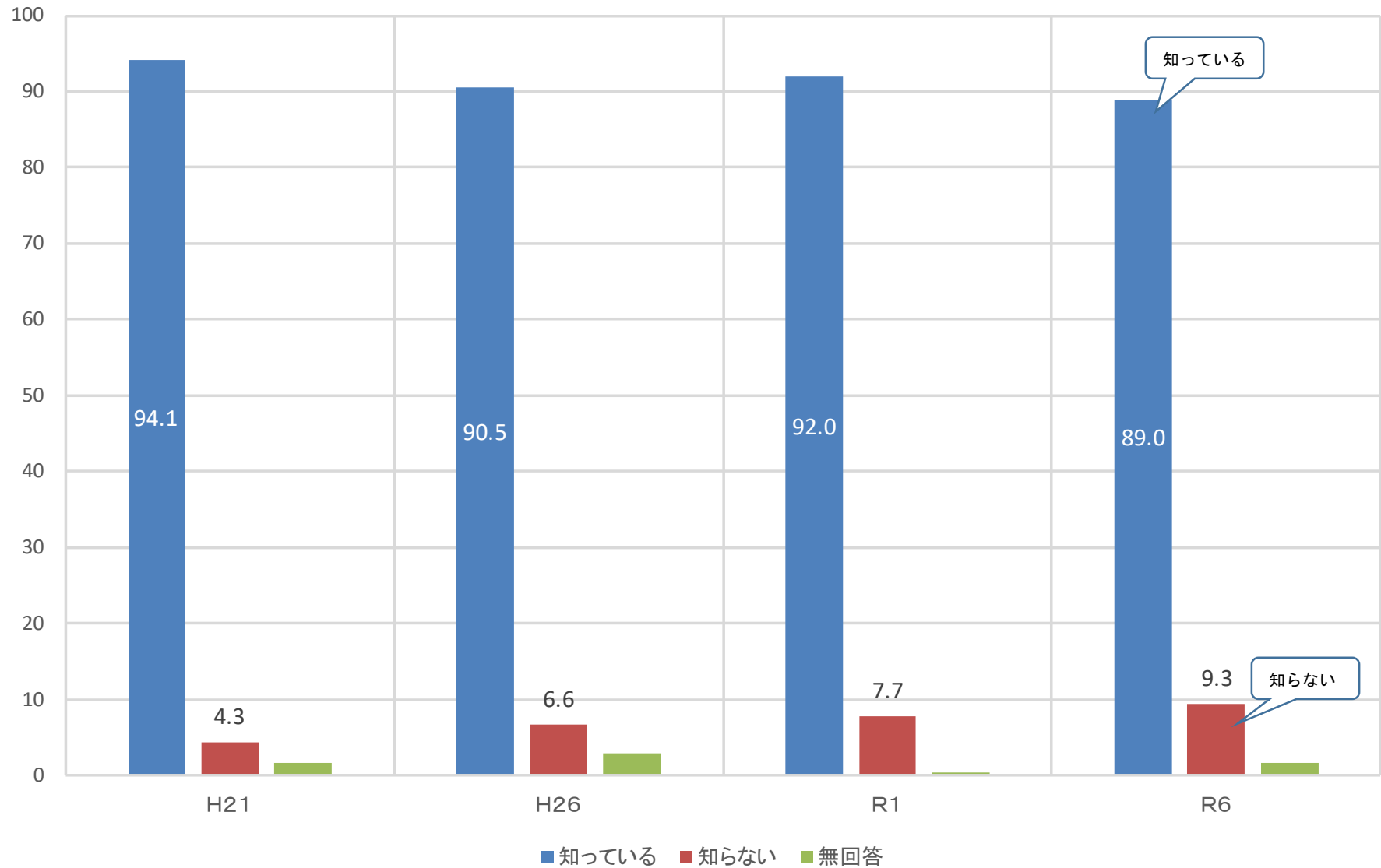
- 香川県部落差別事象の発生防止に関する条例
- 香川県人権教育・啓発に関する基本計画
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)
- 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
- 世界人権宣言
- 憲法週間(5月1日~7日)
- 同和問題啓発強調月間(8月)
- 人権週間(12月4日~10日)
- 特になし
- 無回答

人権に関わる宣言、法律、条例、計画、啓発行事のうち知っている項目について

➤ 「世界人権宣言」「憲法週間」「同和問題啓発強調月間」「人権週間」の4項目の選択率は、過去4回とも相対的には高いものの、通時的には減少傾向にある。例えば、過去4回とも1位だった「世界人権宣言」は、H21は56.6%だったものが、R6は35.2%に低下した(21.4ポイント減)。

➤ 「香川県部落差別事業の発生防止に関する条例」は、R1を除き、10%台後半で推移している。

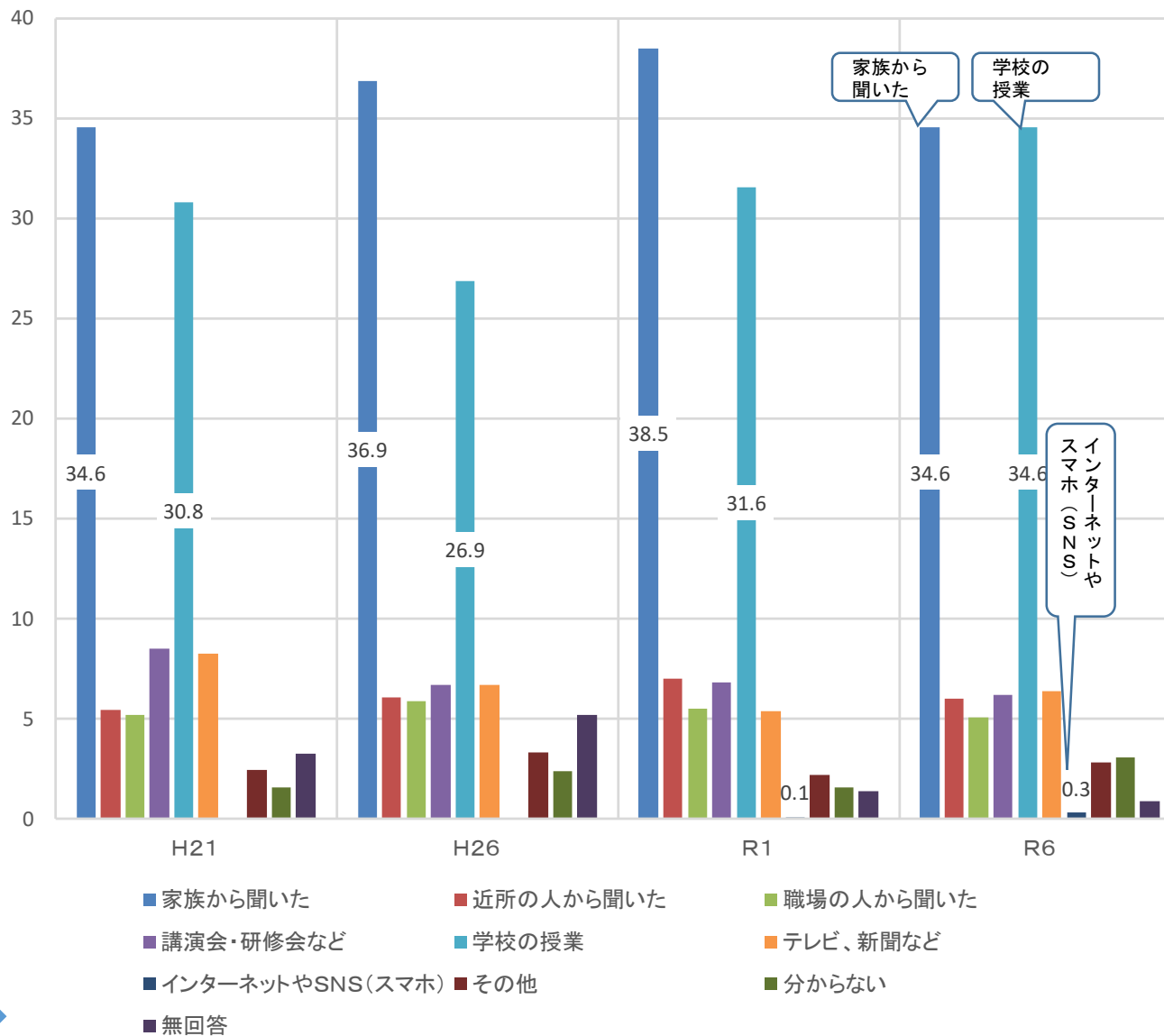
問29 多くの人権課題がある中で、日本の社会に「同和問題」、「部落差別」などと言われる問題があることを知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。



「同和問題」、「部落差別」
について

- 同和問題の認知度は、ほぼ9割。
- H21とR6を比較すると、「知っている」は、H21：94.1%→R6：89.0% (▲5.1ポイント)、
「知らない」は、H21：4.3%→R6：9.3% (+5.0ポイント)

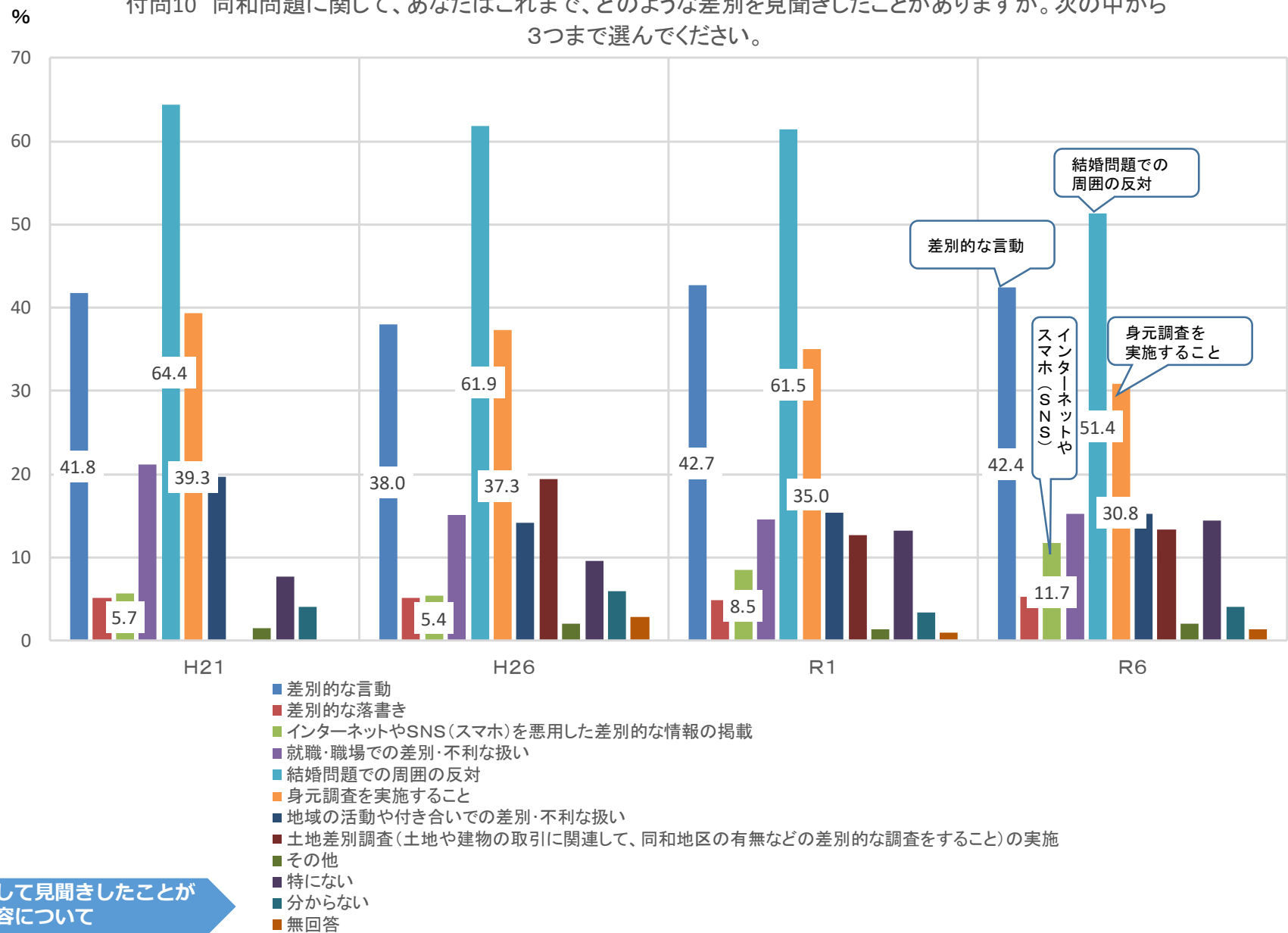
付問9 同和問題について、あなたが初めて知ったきっかけは何ですか。次の中から1つだけ選んでください。



同和問題を初めて知ったきっかけについて

- H21→R6で一貫して、「家族から聞いた」と「学校の授業」が圧倒的に高い。
- 「インターネットやスマホ（SNS）」の選択肢をR1から新設したが、R1は0.1%、R6は0.3%といずれも最下位である。インターネットが、こと「同和問題をはじめて知る場」になることは稀である。

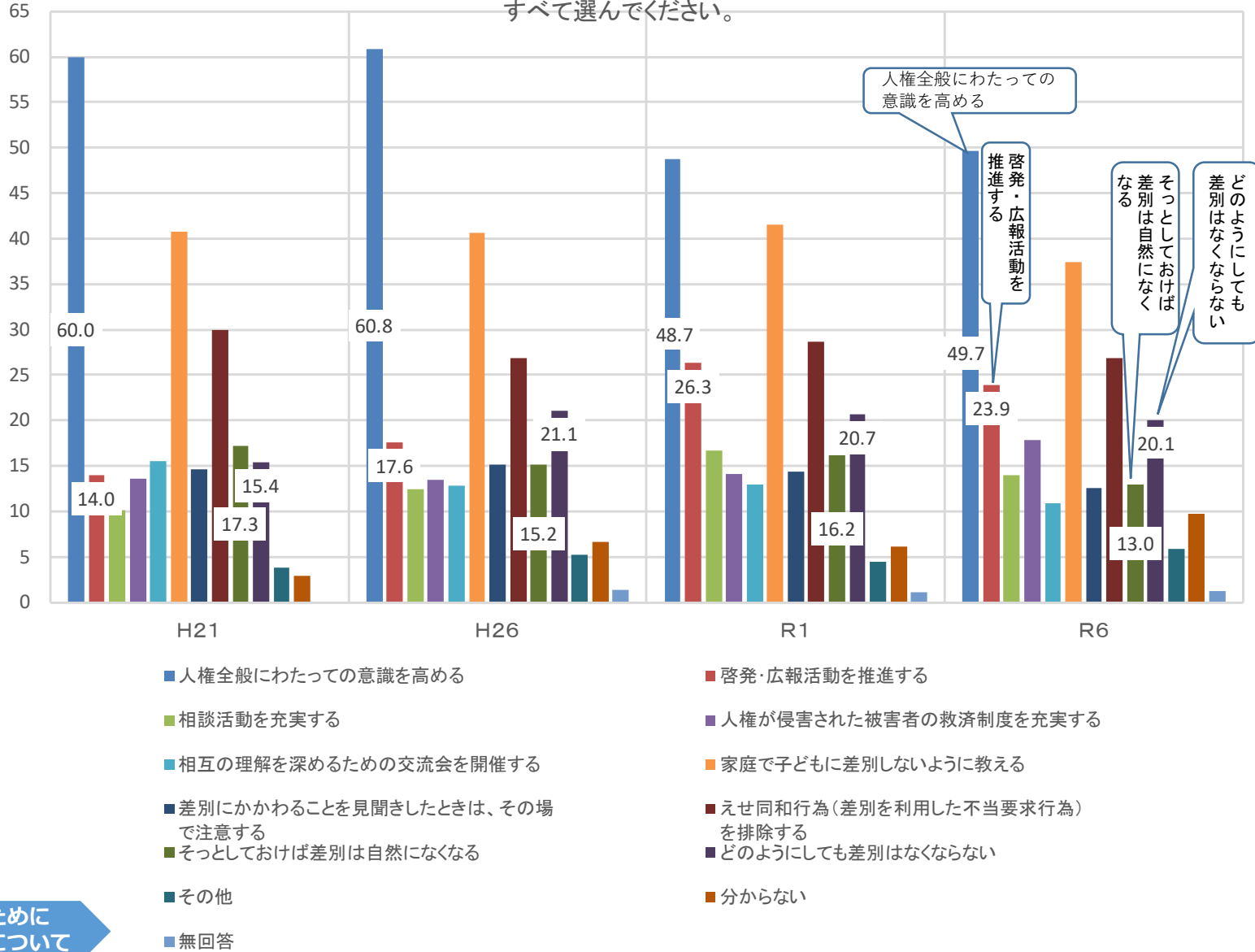
付問10 同和問題に関して、あなたはこれまで、どのような差別を見聞きしたことがありますか。次の中から3つまで選んでください。



同和問題に関して見聞きしたことがある差別の内容について

- 「結婚問題での周囲の反対」は、H21は64.4%だったものが、R6は51.4%に減少（▲13.0ポイント）したものの、H21→R6で一貫して1位。
- 「身元調査を実施すること」は、H21は39.3%だったものが、R6は30.8%に減少（▲8.5ポイント）したものの、H21→R6で一貫して3位。
- 「差別的な言動」は、H21→R6で一貫して2位。選択率については、過去4回とも40%前後であり、あまり変化がない。
- 「インターネットやSNS(スマホ)を悪用した差別的な情報の掲載」は、H21は7位、H26は9位、R1・R6は8位と順位は低いが、H21は5.7%だったものがR6は11.7%となり、選択率は倍以上になっている。

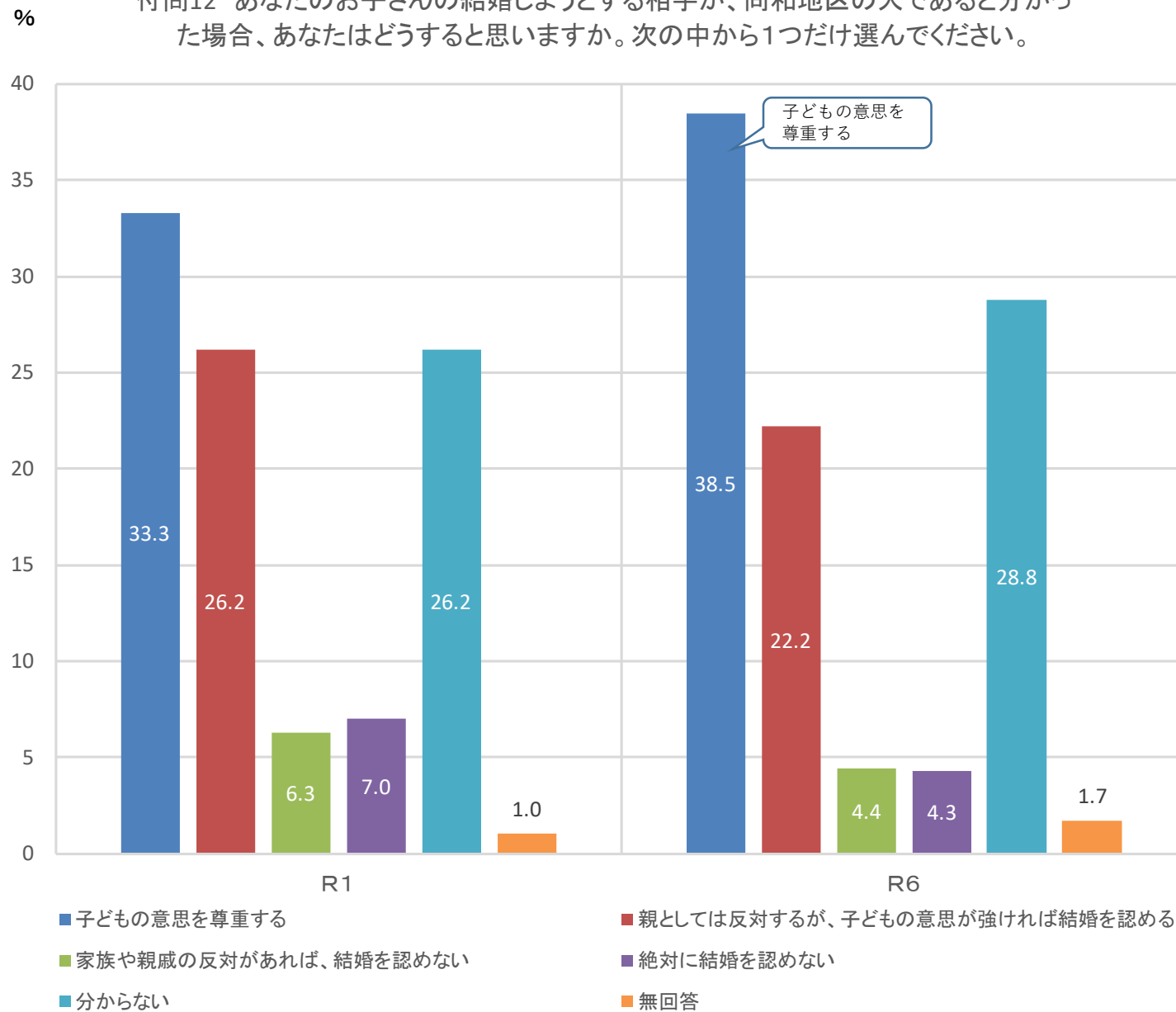
付問11 同和問題を解決するために必要と思われることは何ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。



同和問題を解決するために必要と思われることについて

- ▶ 「人権全般にわたっての意識を高める」(H21→R6で一貫して1位)が、H21:60.0%→R6:49.7%と、10ポイント以上減少した一方、「啓発・広報活動を推進する」は、H21:14.0%→R6:23.9%と、9.9ポイント増加した。
- ▶ 「家庭で子どもに差別しないように教える」が一貫して2位である。
- ▶ 「そっとしておけば差別は自然になくなる」は、H21:17.3%→R6:13.0%(▲4.3ポイント)、「どのようにしても差別はなくなる」は、H21:15.4%→R6:20.1%(+4.7ポイント)。

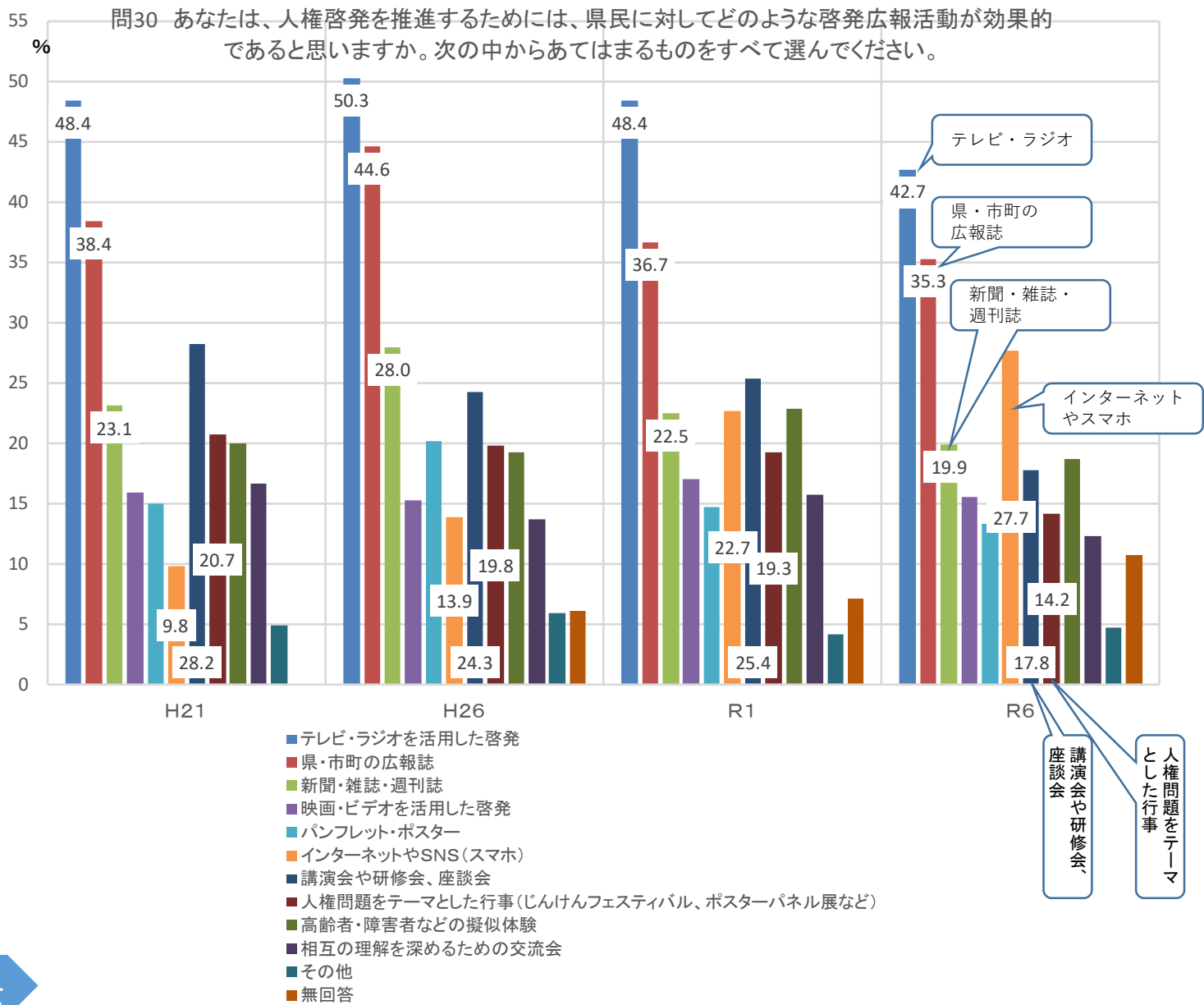
付問12 あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であると分かった場合、あなたはどのように思いますか。次の中から1つだけ選んでください。



子どもの意思を尊重する

子どもの結婚相手が同和地区出身だった場合の対応について

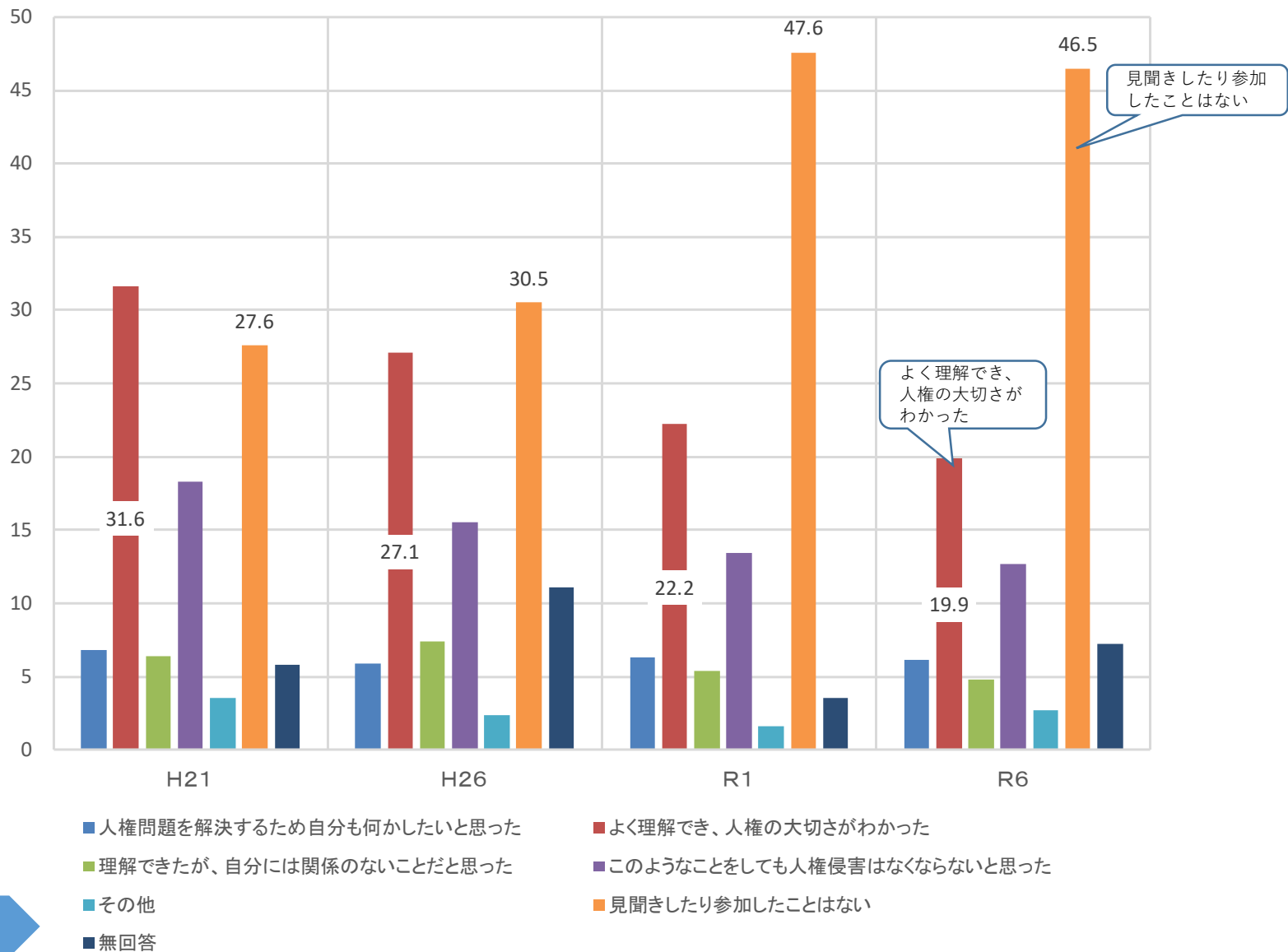
➤ R1で新設した設問。
「子どもの意思を尊重する」がR1、R6とも1位、かつ、R1→R6で5.2ポイント増加した。



効果的であると思われる人権啓発広報活動について

- ▶ 従来型のメディア、すなわち「テレビ・ラジオ」「県・市町の広報誌」「新聞・雑誌・週刊誌」がH21→R6で一貫して高順位だが、選択率は低下。
- ▶ 「インターネットやスマホ(SNS)」がH21は9.8%(10位)だったものが、R6は27.7%(3位)に。
- ▶ 対面方式、すなわち、「講演会や研修会、座談会」はH21の28.2%(3位)が、R6は17.8%(6位)に(▲10.4ポイント)、「人権問題をテーマとした行事(じんけんフェスティバル、ポスターパネル展など)」はH21の20.7%(5位)がR6は14.2%(8位)に(▲6.5ポイント)、それぞれ低下した。

問31 あなたは、過去1年間で、人権に関わる啓発を見聞きしたり参加したりして、どのような印象や感想を持ちましたか。次の中から1つだけ選んでください。



人権啓発広報活動への印象や感想について

- 「見聞きしたり参加したことはない」が、H21は27.6%だったものが、R6は46.5%に増加し（18.9ポイント増）、順位もH21は2位だったものが、H26以降は1位。
- 「よく理解でき、人権の大切さがわかった」は、H21は31.6%だったものが、R6は19.9%に減少し（11.7ポイント減）、順位もH21は1位だったものが、H26以降は2位。

通時的分析 小括

人権全般

- インターネットによる人権侵害への関心が高まっている。【問27】
- 相談先として、行政機関等より、身近な人が選ばれる。【付問8】

同和問題

- 同和問題を初めて知るきっかけは、「家族」（と「学校の授業」）が圧倒的に多い。【付問9】
- 同和問題の認知度はほぼ9割に達している。【問29】
- 「香川県部落差別事業の発生の防止に関する条例」の認知度は、高いとはいえない（10%台後半）。【問28】
- 同和問題に関する差別として、「結婚問題での周囲の反対」は、低下しているものの、依然半数を超えており、かつ、もっとも多い。【付問10】
- 同和問題を解決するために必要と思われることとして、「啓発・広報活動を推進する」が増加している。【付問11】

人権啓発

- 効果的と思われる啓発広報活動の方法として、従来型のメディア（テレビ・ラジオ、新聞等）や対面型の方式（講演会や行事等）が低下した一方、インターネットやスマホが上昇した。【問30】
- 人権啓発を受けた感想として、肯定的な印象（人権の大切さがわかった）が減る一方、受けたことがない人が増えた。【問31】

2

共時的分析

次ページ以降の表では、
縦軸を分析軸としています。

→表は「横向き」に御覧ください。22

共時的分析の視座

- 1 人権啓発活動は県民にリーチ（視聴・参加）しているか？
- 2 人権啓発活動がリーチした場合の効果はどうか？
- 3 啓発のターゲットをどう定めるか？
- 4 部落差別解消推進法や県条例の認知度はどの程度か？
- 5 部落差別解消推進法や県条例の周知・啓発をすることの意味は何か？

1 人権啓発活動は県民にリーチ（視聴・参加）しているか？

年 齢

×

人権啓発活動への印象や感想（問31）

	回答数	自分も何かしたい	人権の大切さが分かった	自分には関係ない	人権侵害はなくなる	その他	見聞き・参加したことない	無回答
18～19歳	9	33.3%	44.4%	11.1%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%
20～29歳	79	5.1%	26.6%	5.1%	15.2%	0.0%	44.3%	3.8%
30～39歳	103	8.7%	22.3%	4.9%	12.6%	1.9%	47.6%	1.9%
40～49歳	172	7.0%	18.0%	1.7%	20.3%	2.9%	47.1%	2.9%
50～59歳	239	4.2%	21.8%	4.6%	15.1%	2.9%	46.0%	5.4%
60～69歳	309	6.5%	20.4%	5.5%	11.0%	3.6%	46.3%	6.8%
70歳以上	425	5.4%	17.2%	5.9%	9.4%	2.4%	48.7%	11.1%
無回答	33	9.1%	18.2%	0.0%	12.1%	3.0%	36.4%	21.2%
全体	1369	6.1%	19.9%	4.8%	12.7%	2.7%	46.5%	7.2%

➤ 18～19歳を除く全ての世代で啓発等を見聞き・参加したことがない人の割合がもっとも高い。

1 人権啓発活動は県民にリーチ（視聴・参加）しているか？

⇒ 十分リーチしているといえない。

2 人権啓発活動がリーチした場合の効果はどうか？

①人権啓発活動への印象や感想（問31）

×

人権侵害と思う言動を見聞きした時の行動（問26）

	回答数	間違いだと指摘	何もせず黙っている	相手(の話)に合わせる	話題を変えようと努力	相談機関に相談	その他	無回答
解決するため自分も何かしたい	84	50.0%	16.7%	0.0%	17.9%	9.5%	1.2%	4.8%
人権の大切さが分かった	273	33.7%	18.7%	3.3%	26.4%	12.5%	2.6%	2.9%
自分には関係のないこと	66	25.8%	27.3%	9.1%	25.8%	6.1%	1.5%	4.5%
人権侵害はなくなる	174	21.8%	26.4%	6.3%	28.7%	8.0%	5.7%	2.9%
その他	37	21.6%	16.2%	5.4%	13.5%	8.1%	29.7%	5.4%
見聞き・参加したことない	637	24.3%	29.2%	3.0%	27.9%	7.4%	4.4%	3.8%
無回答	98	19.4%	19.4%	7.1%	22.4%	15.3%	3.1%	13.3%
全体	1369	27.1%	24.8%	3.9%	26.2%	9.1%	4.5%	4.3%

- 「解決するため自分も何かしたい」、「人権の大切さが分かった」という感想を持った人は、「間違いだと指摘する」の割合がもっとも高い。
- 啓発を見聞き・参加したことがない人は、「何もせず黙っている」の割合がもっとも高い。

2 人権啓発活動がリーチした場合の効果はどうか？

②人権啓発活動への印象や感想（問31）

×

子どもの結婚への態度（付問12）

	回答数	子どもの 意思尊重	親として 反対だが 認める	家族、親戚 反対なら 認めない	絶対 認めない	分からない	無回答
解決するため自分も何かしたい	78	62.8%	15.4%	1.3%	1.3%	19.2%	0.0%
人権の大切さ分かった	254	50.4%	28.0%	2.4%	0.8%	17.7%	0.8%
自分には関係のないこと	58	32.8%	22.4%	13.8%	5.2%	24.1%	1.7%
人権侵害はなくなる	159	36.5%	24.5%	4.4%	10.1%	23.3%	1.3%
その他	33	42.4%	21.2%	0.0%	3.0%	33.3%	0.0%
見聞き・参加したことない	557	32.1%	20.8%	4.8%	4.7%	36.6%	0.9%
無回答	79	27.8%	16.5%	6.3%	3.8%	31.6%	13.9%
全体	1218	38.5%	22.2%	4.4%	4.3%	28.8%	1.7%

- 「解決するため自分も何かしたい」、「人権の大切さが分かった」という感想を持った人は、「子どもの意思尊重」の割合が高い。（50%台～60%台）
- 啓発を見聞き・参加したことがない人は、「子ども意思尊重」より「分からない」の割合が高い。

2 人権啓発活動がリーチした場合の効果はどうか？

③人権に関わる法律等を知っているか（問28）

×

子どもの結婚への態度（付問12）

	回答数	子どもの 意思尊重	親として 反対だが 認める	家族、親戚 反対なら 認めない	絶対 認めない	分からない	無回答
		知っている※1	816	43.1%	21.9%	4.7%	3.4%
知らない※2	347	29.4%	22.5%	4.6%	6.3%	36.6%	0.6%
無回答	55	27.3%	25.5%	0.0%	3.6%	30.9%	12.7%
全体	1218	38.5%	22.2%	4.4%	4.3%	28.8%	1.7%

※1：

問28の回答選択肢の宣言、法律、条例、計画、啓発行事のいずれか一つでも「知っている」人

※2：

問28の回答選択肢の宣言、法律、条例、計画、啓発行事のいずれも「知らない」人

- 知っている人は、「子どもの意思を尊重」の割合がもっとも高い。
- 知らない人は、「分からない」の割合がもっとも高い。

2 人権啓発活動がリーチした場合の効果はどうか？

⇒ ある。

人権啓発活動に触れることで、人権意識が高まる
といえる。

3 啓発のターゲットをどう定めるか？

①年 齢

×

子どもの結婚への態度（付問12）

	回答数	子どもの 意思尊重	親として 反対だが 認める	家族、親戚 反対なら 認めない	絶対 認めない	分からない	無回答
18～19歳	9	55.6%	11.1%	22.2%	0.0%	11.1%	0.0%
20～29歳	63	60.3%	6.3%	1.6%	3.2%	25.4%	3.2%
30～39歳	87	58.6%	14.9%	0.0%	1.1%	24.1%	1.1%
40～49歳	160	40.0%	19.4%	2.5%	4.4%	33.8%	0.0%
50～59歳	220	38.2%	19.1%	4.5%	2.7%	35.0%	0.5%
60～69歳	285	38.9%	20.7%	5.3%	4.9%	28.4%	1.8%
70歳以上	368	29.6%	29.9%	5.4%	5.7%	26.4%	3.0%
無回答	26	26.9%	42.3%	7.7%	3.8%	15.4%	3.8%
全体	1218	38.5%	22.2%	4.4%	4.3%	28.8%	1.7%

- 子どもの結婚を意識する世代（40代～50代）では、「分からない」の割合が他の世代と比べて高い。

3 啓発のターゲットをどう定めるか？

②年 齢

×

同和問題解決に必要と思われること（付問11）

	回答数	人権全般の意識を高める	啓発・広報の推進	相談活動の充実	救済制度の充実	交流会の開催	家庭で教える	その場で注意	えせ同和を排除	自然になくなる	差別はなくなる	その他	分からない	無回答
18～19歳	9	44.4%	0.0%	22.2%	22.2%	33.3%	33.3%	11.1%	22.2%	0.0%	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%
20～29歳	63	39.7%	19.0%	11.1%	25.4%	17.5%	36.5%	9.5%	22.2%	7.9%	17.5%	6.3%	4.8%	1.6%
30～39歳	87	43.7%	20.7%	19.5%	25.3%	13.8%	32.2%	14.9%	20.7%	9.2%	27.6%	3.4%	9.2%	0.0%
40～49歳	160	43.8%	18.8%	13.1%	18.1%	10.6%	38.1%	10.0%	31.3%	5.6%	23.8%	8.8%	6.3%	0.0%
50～59歳	220	50.0%	20.5%	13.6%	15.0%	9.1%	41.4%	12.7%	29.5%	8.6%	23.6%	5.9%	9.5%	0.0%
60～69歳	285	51.2%	28.8%	18.2%	15.8%	8.8%	31.6%	10.9%	27.7%	10.5%	16.5%	5.6%	10.9%	1.8%
70歳以上	368	55.2%	26.4%	9.8%	17.4%	11.1%	39.9%	14.1%	24.2%	21.7%	17.4%	4.9%	12.0%	2.4%
無回答	26	34.6%	26.9%	23.1%	26.9%	15.4%	50.0%	26.9%	38.5%	26.9%	26.9%	7.7%	3.8%	0.0%
全体	1218	49.7%	23.9%	14.0%	17.9%	10.9%	37.4%	12.6%	26.8%	13.0%	20.1%	5.9%	9.7%	1.2%

- ほぼ全ての世代で「人権全般の意識を高める」、「家庭で教える」の割合が高いが、30代～50代では、「差別はなくなる」の割合が、他の世代と比べて高い。

3 啓発のターゲットをどう定めるか？

⇒ 30代～50代（自身や子どもの結婚を意識する世代）への啓発が重要である。

4 部落差別解消推進法や県条例の認知度はどの程度か？

年 齢

×

部落差別解消推進法又は県条例を知っているか（問28）

	回答数	知っている ※1	知らない ※2	無回答
		18～19歳	9	33.3%
20～29歳	79	22.8%	75.9%	1.3%
30～39歳	103	25.2%	73.8%	1.0%
40～49歳	172	22.7%	76.7%	0.6%
50～59歳	239	20.9%	77.4%	1.7%
60～69歳	309	27.5%	67.6%	4.9%
70歳以上	425	25.9%	62.8%	11.3%
無回答	33	27.3%	54.5%	18.2%
全体	1369	24.8%	69.6%	5.6%

※1：
部落差別解消推進法又は県条例のいずれか一方でも
「知っている」人

※2：
部落差別解消推進法及び県条例の両方を
「知らない」人

➤ 部落差別解消推進法又は県条例のいずれか一方でも知っている人は、どの世代でも 2割～3割。

4 部落差別解消推進法や県条例の認知度はどの程度か？

⇒ 高いとは言えない。

5 部落差別解消推進法や県条例の周知・啓発をすることの意味は何か？

部落差別解消推進法又は県条例を知っているか（問28）

×

子どもの結婚への態度（付問12）

	回答数	子どもの 意思尊重	親として 反対だが 認める	家族、親戚 反対なら 認めない	絶対 認めない	分からない	無回答
知っている※1	255	44.5%	23.6%	4.3%	4.3%	22.1%	1.2%
知らない※2	908	36.9%	21.5%	4.8%	4.3%	31.3%	1.2%
無回答	55	27.3%	25.5%	0.0%	3.6%	30.9%	12.7%
全体	1218	38.5%	22.2%	4.4%	4.3%	28.8%	1.7%

※1：
部落差別解消推進法又は県条例のいずれか一方でも「知っている」人

※2：
部落差別解消推進法及び県条例の両方を「知らない」人

- 知っている人は、「子どもの意思を尊重」の割合が高く、
- 知らない人は、「分からない」の割合が高い。

5 部落差別解消推進法や県条例の周知・啓発をすることの意味は何か？

⇒ 部落差別解消推進法や県条例を知ることによって、同和問題への認識が高まるといえる。

共時的分析 小括

- 人権啓発活動に触れることで、人権意識が高まるといえるが、人権啓発活動が県民に十分リーチしているとはいえない。
- 自身や子どもの結婚を意識する世代への啓発が重要である。
- 部落差別解消推進法や県条例を知ることによって、同和問題への認識が高まるといえるが、部落差別解消推進法や県条例の認知度が高いとはいえない。

3

これまでの成果と、今後の方向性

通時的分析

➤ 人権全般

- インターネットによる人権侵害への関心の高まり。
- 相談先として、行政機関等が選ばれていない。

➤ 同和問題

- 同和問題を初めて知るきっかけは、「家族」。
- 同和問題を知っているのは90%。
ただ、県条例の認知度は、高いとはいえない。
- 「結婚問題での周囲の反対」は、依然多い。
- 解決策として、「啓発・広報活動」を考える人が増加。

➤ 人権啓発

- 啓発広報活動の方法として、ネットやスマホが上昇。
- 人権啓発への肯定的な印象が減り、受けたことがない人が増えた。

共時的分析

- 人権啓発活動は有効だが、県民に十分リーチしているとは言えない。
- 同和問題について、自身や子どもの結婚を意識する世代への啓発が重要。
- 部落差別解消推進法や県条例を知ることは、同和問題への認識を高めるが、これらの認知度は高いとは言えない。

成果等の抽出

成 果

これまで取り組んできた人権啓発活動は、一定の効果があった。

課 題

人権啓発活動が、県民に十分リーチしているとはいえない。

環境の変化

ネット、スマホ、SNSの浸透（啓発ツールとしても、人権課題としても）

今後とも人権啓発活動の推進に取り組む

主な方向性

- 同和問題の啓発に、引き続き、努める必要がある。
特に、子育て世代や、結婚（自身・子ども）を意識する世代への啓発が重要。
- 啓発媒体として、ネットを活用する。（既存メディアとのベストミックスを考えながら）
- インターネットを用いた人権侵害への取組みを進める必要がある。
- 公的な相談先（県庁・市町役場・法務局等）の周知に努める必要がある。